（六十六）　ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。）	
（六十七）　メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤	
（六十八）　メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。）	
（六十九）　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤	
（七十）　硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以下を含有するものを除く。）	
（七十一）　りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。）	

附　則

この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。